

三重県災害廃棄物広域処理検討委員会設置要綱

(目 的)

第 1 条 東日本大震災で発生した災害廃棄物を県内で安全に処理するため、ガイドラインの策定等における、放射線等による影響などの技術的な事項の検討を目的として、有識者による「三重県災害廃棄物広域処理検討委員会（以下「検討委員会」と言う。）」を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 災害廃棄物の処理方法等に係る事項
- (2) 災害廃棄物の処理における放射線等に係る事項
- (3) その他、災害廃棄物の処理に関し必要と認める事項

(組 織)

第 3 条 検討委員会は、委員 5 名以内により構成する。

- 2 委員は、放射線又は廃棄物処理に関して学識経験等を有するものから、地方自治法第 174 条第 2 項（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく専門委員として、知事が選任する。
- 3 委員の任期は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長を置き、委員の中から選任する。

- 2 委員長は副委員長を選任する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議を開催せずに、各委員の意見聴取を行なうことができる。

(事務局)

第 6 条 検討委員会の事務局は、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課に置く。

(その他)

第 7 条 本要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。